

総社市障がい者千人雇用委員会の運営に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年9月7日

総社市長 片岡 聡 一

総社市規則第25号

総社市障がい者千人雇用委員会の運営に関する規則の一部を改正する規則

総社市障がい者千人雇用委員会の運営に関する規則（平成24年総社市規則第10号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
<p data-bbox="244 732 947 764"><u>総社市障がい者千五百人雇用委員会の運営に関する規則</u></p> <p data-bbox="208 807 286 836">（趣旨）</p> <p data-bbox="161 844 1108 983">第1条 この規則は、<u>総社市障がい者千五百人雇用推進条例</u>（平成23年総社市条例第22号）第14条の規定に基づき、<u>総社市障がい者千五百人雇用委員会</u>（以下「委員会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。</p>	<p data-bbox="1216 732 1861 764"><u>総社市障がい者千人雇用委員会の運営に関する規則</u></p> <p data-bbox="1178 807 1256 836">（趣旨）</p> <p data-bbox="1131 844 2078 946">第1条 この規則は、<u>総社市障がい者千人雇用推進条例</u>（平成23年総社市条例第22号）第14条の規定に基づき、<u>総社市障がい者千人雇用委員会</u>（以下「委員会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。